

家庭用コージェネレーション契約 選択約款

平成 2 2 年 5 月

秦野瓦斯株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更又は解消	4
11. 設置確認について	4
12. その他	4
付 則	5
(別 表)	
1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	7

1. 目 的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的かつ経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定に基づき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更し、関東経済産業局長に届け出ることがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する、定格発電電力(機器容量)が1キロワット以上、5キロワット以下の家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税相当額の、消費税法の規定により課せられる消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては、5パーセントといたします。
- (5) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

以下のいずれかの条件を満たし、お客さまが希望される場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことが出来ます。

- (1) 専用住宅で家庭用コージェネレーションシステムを使用する場合
- (2) 1需要場所に設置するガスメーターの能力(一般ガス供給約款22.(4)ただし書きの規定により、ガスメーターを2個以上設置しているお客さまについては、そのガスメーターの合計能力とします。)が16立方メートル毎時以下の併用住宅で家庭用コージェネレーションシステムを使用する場合

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が4. に基づくお客さまの適用条件を確認した上で、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 当社との他の約款に基づく契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌日を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

- ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みが無い場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款および他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約または解約日と同時に一般ガス供給約款に定める契約(以下、「一般契約」といいます。)を締結されたお客さまが、同一需要場所でのこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- ただし、解約または一般契約への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
- ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約(すでに消滅しているものも含まれます。)に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅収料金」といいます。)を料金として支払っていただきます。
- なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金または8.の規定により調整単位料金を算定した場合には、その調整単位料金を用います。)を適用して早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.080\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.080\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てるものといたします。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トンあたり)

63,840円

② 平均原料価格(トンあたり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均原料価格(算定の結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)およびLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。)をもとに次の算式で算出し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が102,140円以上となった場合は、102,140円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9604 \\ &+ \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0393 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後の後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保障するものといたします。

10. 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2.(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

11. 設置確認について

(1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外すなど4. に定める適用条件を満たなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。

なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

12. そ の 他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本供給約款の実施期日

本選択約款は、平成22年5月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金、または8. の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に、使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下の端数切捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料 金 表

(1) 適 用 区 分

料金表 A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が25立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 A

① 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	808.50 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	----------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	200.13 円 (消費税等相当額を含みます)
------------	----------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 B

① 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,102.75 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	------------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	108.36 円 (消費税等相当額を含みます)
------------	----------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C

① 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,564.75 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	------------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	102.59 円 (消費税等相当額を含みます)
------------	----------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（以下は、非常に薄い文字で印刷された、ほとんど読み取れない内容です。これは、元の画像の解像度とコントラストの問題によるものです。）